

水力発電設備に係る追加調査の結果について

平成 19 年 1 月 24 日

東京電力株式会社

目 次

調査の目的、体制及び方法	1
1 調査の目的	1
2 調査の体制	1
3 調査の方法等	2
データ改ざんの有無に関する調査結果（追加報告）	5

調査の目的、体制及び方法

1 調査の目的

当社は、平成 18 年 11 月 21 日に、経済産業省原子力安全・保安院から受けた「水力発電設備に係る調査について」(NISA-234d-06-14)の指示に基づき、当該設備に係る調査を実施し、平成 18 年 12 月 20 日に報告した。

本報告書は、上記平成 18 年 12 月 20 日に報告に含まれていない使用前検査及び立入検査におけるデータ改ざんについて追加調査を行い、追加的に見出されたデータ改ざん等の有無について、経済産業省原子力安全・保安院長に報告するものである。

なお、今回の調査で新たに確認された事案の事実関係、根本的な原因究明と再発防止策については、平成 18 年 12 月 20 日に既に報告したデータ改ざん及び無届工事の事案とともに、平成 18 年 12 月 21 日付で経済産業大臣より発出された報告徴収命令に基づく報告書(「当社水力発電所の電気事業法に係るデータ改ざん及び無届工事に関する調査報告書」：平成 19 年 1 月 24 日付で経済産業大臣宛提出)の中で報告した。

平成 18 年 12 月 21 日付報告徴収命令においては、以下の内容を報告することとされている。

データ改ざん及び無届工事について、その事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について、平成 19 年 1 月 24 日までに報告すること。

検査資料についてデータ改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について今回の指示の報告に含めること。

2 調査の体制

当社は、水力発電所の法令手続き等に関する複数の不適切事例(平成 18 年 11 月 21 日公表)に対応するため、社長を委員長とするリスク管理委員会(常設)の下に「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録適正化対策部会」(以下「本対策部会」という)を同年 11 月 24 日に発足させた(メンバーは表 -1 参照)。本報告書は、本対策部会の責任においてとりまとめ、所定の社内意思決定手続きを経て、関係当局に報告を行うものである。

同年 11 月 30 日、火力および原子力発電設備についても対応を行うため、対策部会の名称を「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会」に変更した。

なお、同対策部会の下に、社外専門家並びに法務部門、監査部門、設備部門の社員からなる「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会」(以下「水力検討会」という。メンバーは表 -2 参照))を置き詳細な調査を進め、報告書原案の取りまとめを行った。報告書原案の作成にあたっては、社外専門家に関与していただき、客観性の確保に留意しつつ進めた。

水力検討会で作成した報告書原案については、本年 1 月 16 日及び 22 日に開催した本対策部会において、事実関係の妥当性や再発防止策の有効性に関する検討を行い、社外弁護士調査団の確認を経て 23 日の経営会議において承認された。

3 調査の方法等

3.1 使用前検査、立入検査におけるデータ改ざんの有無に関する調査

(1) 使用前検査の調査の範囲

電気事業法第 49 条第一項（旧第 43 条第一項）に基づく使用前検査における検査資料のデータ改ざんの有無について、当社が保有する 161 箇所全ての水力発電所を対象に、電気事業法が施行された昭和 40 年 7 月 1 日以降現在までに受検した全ての使用前検査を調査した。

(2) 立入検査の調査の範囲

電気事業法第 107 条第二項（旧第 107 条第一項）に基づいて実施される立入検査における検査資料のデータ改ざんの有無について、当社が保有する 161 箇所全ての水力発電所の中で、これまで立入検査を受検している 155 箇所の水力発電所を対象に、各発電所ごと至近に実施された立入検査を調査した。なお、各水力発電所が受ける立入検査は概ね 10 年に 1 回程度で、当社では、立入検査資料の保存年限は 10 年となっている。

(3) 調査の方法

- ・調査の対象となる使用前検査、立入検査における検査記録を収集し、その内容を精査した。
- ・検査記録の元となる記録（手書きで記録したもの、検査記録用に計測データを取りまとめたもの等）が存在する場合は、それらデータと検査記録を照合し、計器・計測器の読み取りデータを最終の検査記録として記載するまでの過程におけるデータの改ざんの有無を確認した。
- ・元となる記録が残っていない場合など、検査記録の照合では確認できないケースを補完するために、当時の記録から、検査関係者（社員、OB 等）を可能な限り洗い出し、データ改ざんの有無について聞き取り調査を実施した。また、各所でグループミーティング等による聞き取りを行い、データ改ざん事案の有無等について確認した。

表 -1 対策部会メンバー

発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会		
部会長	: 取締役副社長	築館 勝利
副部会長	: 取締役副社長	林 喬
	取締役副社長	清水 正孝
メンバー	常務取締役	武黒 一郎
	常務取締役	中村 秋夫
	常務取締役	猪野 博行
	: 執行役員用地部長	船津 睦夫
	執行役員品質・安全監査部長	市東 利一
	執行役員企画部長	西澤 俊夫
	執行役員総務部長	工藤 健二
	技術部長	高橋 明
	広報部長	石崎 芳行
	関連事業部長	志村 邦彦
	工務部長	武部 俊郎
	火力部長	相澤 善吾
	建設部長	前原 雅幸
	原子力運営管理部長	小森 明生
	原子力品質監査部長	手島 康博
	アドバイザー	: 弁護士

(平成 19 年 1 月 24 日現在)

表 -2 水力検討会メンバー

水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会		
主査	: 取締役副社長	林 喬
副主査	: 工務部長	武部 俊郎
メンバー	: 総務部文書グループマネージャー	菊地 康二
	用地部水利・尾瀬グループマネージャー	松村 吉弘
	工務部施設業務グループマネージャー	小林 功
	工務部水力発電グループマネージャー	鮫島 匠臣
	工務部工務土木グループマネージャー	赤松 英樹
	工務部設備環境グループマネージャー	大槻 陸夫
	系統運用部需給運用計画グループマネージャー	花井 彰
	建設部スペシャリスト(ダム設計・維持管理)	内田 善久
	品質・安全監査部保安監理グループ	三浦 康史
	オブザーバー: フェロー	
	電力流通本部保安担当	佐々 千景
社外専門家	: 弁護士	熊谷 明彦 氏
	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	大町 達夫 氏
	(財)ダム技術センター顧問	松本 徳久 氏

(平成 19 年 1 月 24 日現在)

データ改ざんの有無に関する調査結果（追加報告）

今回の調査の結果、表 -1 に示すとおり、5 発電所 5 ダムで 6 件のデータ改ざん等に関する事案が確認された。

使用前検査においては、電気事業法が施行された昭和 40 年 7 月 1 日以降現在までに受検した使用前検査（117 発電所 251 件）を調査した結果、2 箇所の発電所（玉原発電所、葛野川発電所）のダムのデータにおいて改ざんが確認された。

立入検査については、3 箇所の発電所（塩原発電所、須田貝発電所、一ノ瀬発電所）の貯水池・調整池の堆砂状況の提出資料において、改ざんされた堆砂状況データが提出されていたことが確認された。

また、今回の調査で、塩原発電所の定期報告（ダム漏水状況報告）において、改ざんされた水位データが報告されていることが確認された。

データ改ざんについて、今回の調査で新たに確認された事案は下記のとおり。

表 -1 今回の調査で新たに確認された事案

発電所名	データ (ダム名)	調査結果	検査名 / 報告書名	時期 [年度]
玉原 発電所	ダム変形 (玉原)	使用承認検査において改ざんされた ダム変形データで報告	使用承認検査 ¹	S58
一ノ瀬 発電所	堆砂状況 (丸沼)	定期報告、立入検査において改ざん された堆砂量データで報告	丸沼貯水池堆砂量報告	H1 ~ H13
			立入検査 ²	H16
須田貝 発電所	堆砂状況 (須田貝)	定期報告、立入検査において改ざん された堆砂量データで報告	須田貝貯水池堆砂量報告	~ H17
			立入検査 ²	H10
塩原 発電所	堆砂状況 (八汐)	定期報告において深淺測量を実施せ ず堆砂状況を報告	八汐調整池堆砂量報告	H6 ~ H15
	水位 (八汐)		立入検査 ²	H17
	水位 (八汐)	定期報告（ダム漏水状況報告）にお いて水位データを改ざんし報告	八汐ダム漏水状況報告 ²	H8 ~ H10
葛野川 発電所	水位等 (葛野川)	使用承認検査において改ざんされた ダム水位、揚圧力、漏水量データで 報告	使用承認検査 ²	H11

1 平成 18 年 12 月 20 日付報告書で報告済み。ダムの安全性の確認のため、経済産業省原子力安全・保安院が立入検査を実施（平成 18 年 12 月 27 日）

2 平成 18 年 12 月 20 日付報告以降新たに確認された事案

以上